

# 経営所得安定対策等大綱

その①

国は、昨年10月に平成19年度から導入する品目横断的な経営安定対策などを盛り込んだ「経営所得安定対策等大綱」を決定しました。

この大綱で、①品目横断の経営安定対策、②米政策改革推進対策、③農地・水・環境保全向上対策が示されました。

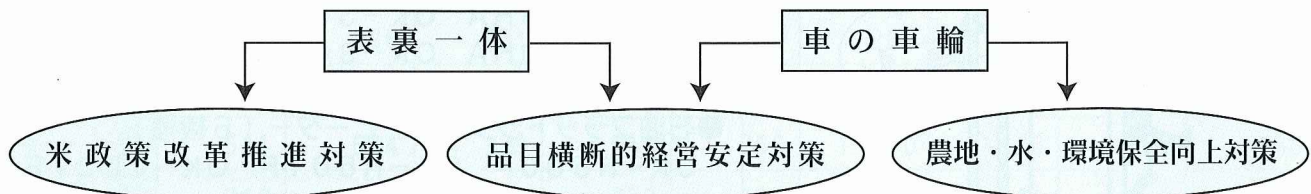
特に「品目横断の経営安定対策」の創設により、米・麦・大豆などの経営安定施策は、これまで全農家を対象としてきた品目ごとの価格対策から、産業施策として、一定の「担い手」を対象を絞り経営全体に着目した対策に転換されることになります。

また、対象品目に米が含まれることから、現在すすめている米政策改革の生産調整支援策は見直されることになります。併せて地域振興施策として資源・環境対策が新たに導入されることとなりました。

今回の大綱で示された3つの対策は、表裏一体・車の両輪として位置付けられており、この一連の政策改革は、これまでの農政を根本から見直す広範かつ大規模なものです。



3つの対策を一体となって推進



※次回は、品目横断的経営安定対策の概要についてお知らせします。

## 自然とのふれあい

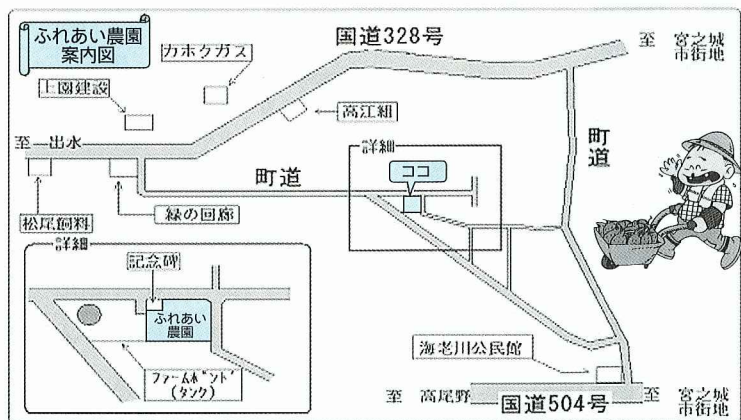
# 平成18年度『甬立原農園』入園者募集!!

霊峰紫尾山のふとこで、あなたも自然にふれあいながら野菜・花などを栽培してみませんか!

町では、「農業の楽しさ大切さを体験していただくこと」や「家庭菜園などに興味はあるのだが場所がない」などといった方々を対象に、ふれあい農園として『甬立原農園』を開園します。

小さな自然を満喫したい方、また、農家・農村との交流を図りたい方、『甬立原農園』でミニミニファーマーを目指しませんか!

- ◆所在地 さつま町虎居2999-2
  - ◆農園面積 780㎡ 26区画  
1区画30㎡(5m×6m)
  - ◆貸付料金 1区画 年3,000円
  - ◆貸付条件
    - ・貸付期間は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間
    - ・農業者以外の方
    - ・営利を目的としないこと
    - ・小農具(くわ・かまなど)は利用者で準備する
- ※かんがい用水施設あり



- ◆募集期間 2月6日(月)～3月3日(金)
- ◆申込方法 耕地林業課にある入園申込書に必要事項を記入し、提出してください。  
※申込多数の場合は抽選
- ◆お問い合わせ先 耕地林業課管理係 ☎53-1111 内線2433